

あきる野市行政改革への提言

平成22年1月

あきる野市行政改革推進市民会議

はじめに（あきる野市行政改革推進市民会議 委員長 近藤智孝）	1
○ あきる野市行政改革への提言（骨子）	2
I 基本事項 ～市民に開かれた行政の推進を～	
1 協働のまちづくり	4
2 市政情報の透明化	4
3 環境共生の取り組み	5
II 個別事項 ～財政健全化の視点で～	
1 歳入の増加策	5
(1) 企業誘致の促進	5
(2) 寄附制度の充実	5
(3) 不用財産の積極的な処分	6
(4) 有料広告の拡大	6
(5) 法定外税の導入の検討	6
2 市政情報の活用	6
3 事務事業の見直し	6
4 財政運営の対応	7
5 施設管理関係	7
(1) 公共施設のあり方	8
(2) 利用者の実態把握と利用増加策	8
(3) 管理運営の実態の周知	8
(4) 施設使用料	8
(5) 指定管理者制度	8
(6) 市営住宅	9
(7) 個別施設	9
① 五日市地域交流センター	9
② アートスタジオ五日市	9
6 人材育成と人事管理	9
(1) 人材の育成	9
(2) 人件費	10
(3) 採用計画	10
7 補助金関係	10
8 報酬関係	10
III 議会と市民に関して	11
おわりに（あきる野市行政改革推進市民会議 副委員長 岡野哲史）	12
〔資料編〕	
○ 資料1 行政改革に対する市民会議委員の意見（要旨）	13
○ 資料2 市民会議の検討経過について	21
○ 資料3 あきる野市行政改革推進市民会議名簿	22

はじめに

あきる野市行政改革推進市民会議は、地方行政を取り巻く極めて厳しい社会経済情勢の変化に対応し、市が進める行政改革の取り組みに市民の意見を反映するべく、公募の市民や各種団体の代表者などの14人の委員により構成された組織である。

各委員は、それぞれ行政への関わり方が異なっていることを生かしつつ、市の財政状況や行政改革への取り組み、市内施設の状況などの市の現状把握に努め、現下の厳しい財政状況に対処すべく、歳入の確保策、職員数と人件費、指定管理者制度の運用、補助金の削減などを重要なテーマとして、各委員の自由な発想のもとで、時にはテーマを超えて、延べ9回にわたり議論を重ねてきた。

そこで、市民会議では、これまでに示された意見を取りまとめ、市民会議の提言としてここに示すと共に、提言を補う意味で、意見内容の要旨を資料として添付することにした。

今後、市では、この提言を参考にして、平成22年度から平成24年度までの行政改革の指針を策定するわけであるが、市民会議の提言に実効性を持たせるために、取り組みのスケジュールや所管課を明確にし、市長を先頭にすべての職員が意欲を持って改革に取り組まれることを希望するものである。

あきる野市行政改革推進市民会議

委員長 近藤 智孝

あきる野市行政改革への提言（骨子）

I 基本事項 ～市民に開かれた行政の推進を～

1 協働のまちづくり

- ・ 市政情報の透明化等の取り組みを進め、市民のまちづくりへの参画意識の高揚を図ること。
- ・ 市民と行政との協働の事業（アクションプラン）等を明らかにすること。

2 市政情報の透明化

- ・ 各種事業の目的や効果、市の財政状況などについて、分かりやすく正確な情報を市民に提供し、市民の行政への信頼確保に努めること。

3 環境共生の取り組み

- ・ 国が進める温暖化対策等の取り組みを受けて、吸収源となる森林の整備やごみの減量化などの課題に取り組むこと。

II 個別事項 ～財政健全化の視点で～

1 歳入の増加策

- ・ 進出企業に対する奨励措置制度を導入すること。
- ・ 市街化区域への編入を促進すること。
- ・ 使用目的を明確にした寄附制度を確立すること。
- ・ 未利用財産を積極的に処分すること。
- ・ 有料広告の拡大を図ること。

2 市政情報の活用

- ・ 行政運営に資する様々な市政情報を全市的に収集し、一元的に分類・管理することにより、市民が積極的に活用できる仕組みを構築すること。

3 事務事業の見直し

- ・ 事務事業の休廃止、縮小、統合等を進めること。
- ・ 市民に対し、事務事業に要する経費やその効果などの情報提供に努めること。

4 財政運営の対応

- ・ 公債費比率の数値目標を設定し、慎重に対応すること。

5 施設管理関係

- ・利用者数や利用率の目標を設定し、利用者を増やすための方策を実施すること。
- ・施設の利用者数や使用料、管理運営経費や利用率など、施設の管理運営の実態を市民に対して積極的に周知すること。
- ・施設使用料の額や減額・免除の対象者等について、検討すること。
- ・指定管理者の管理運営に係る検証（モニタリング）手法を整備すること。
- ・市営住宅の建替えについて、建替方式による経費と民間住宅の借上方式による経費を比較検討し、対応すること。

6 人材育成と人事管理

- ・時代の変化に対応し、新たな課題に適切に対処できる人材の育成に努めること。

7 補助金関係

- ・補助団体や補助金の性格により、メリハリのある対応をすること。

8 報酬関係

- ・各種委員の必要性、人数、金額等について検証し、見直すこと。

Ⅲ 議会と市民に関して

- ・行政改革は、将来につけを回さないためのものであり、それには議会と市民の協力が不可欠である。行政の強力なリーダーシップが必要とされるゆえんもそこにある。各位の英知に期待する。

I 基本事項 ～市民に関かれた行政の推進を～

1 協働のまちづくり

- ・ 市政情報の透明化等の取り組みを進め、市民のまちづくりへの参画意識の高揚を図ること。
- ・ 市民と行政との協働の事業（アクションプラン）等を明らかにすること。

社会経済情勢の変化に伴い市民の生活や価値観が変化し、市民のニーズの多様化・高度化に伴い行政サービスも増大し、行政だけでは市民のニーズにきめ細かに対応するのが困難な状況になっている。

様々な地域課題や市民のニーズに的確に対応し、新しいまちづくりを進めるためには、市民と行政が対等のパートナーとして、それぞれが担うべき役割と責任を明らかにし、今後、その解決に向けて互いに補完・協力しあって行動する「協働のまちづくり」が求められる。

そのため、市は、次に掲げる「市政情報の透明化」等の取り組みを進めて、市民のまちづくりへの参画意識の高揚を図り、また、協働のまちづくりを推進するための協働の事業（アクションプラン）等を明らかにするべきである。

2 市政情報の透明化

- ・ 各種事業の目的や効果、市の財政状況などについて、分かりやすく正確な情報を市民に提供し、市民の行政への信頼確保に努めること。

市が取り組んでいる事業や財政状況、施設の利用状況などの市政情報については、市の広報紙やホームページ、事務報告書、決算書などにより既に公表されている。しかし、その内容は専門的で、市民にとっては分かりにくいものとなっている。

市民と行政による協働のまちづくりを進めていく上では、市が保有する情報を積極的に市民に提供し、その共有化を図り、市政情報の透明化を実現して、市民が市政に関心をもてるようにすることが必要である。

市政情報の透明化、特に、各種事業の目的や効果、市の財政状況などについては、分かりやすく正確な情報を提供して、市民の行政に対する信頼の確保に努めなければならない。

3 環境共生の取り組み

- ・国が進める温暖化対策等の取り組みを受けて、吸収源となる森林の整備やごみの減量化などの課題に取り組むこと。

現在、市では、公共施設におけるエコ活動に取り組み、電気や燃料などの削減に向けた冷暖房の設定温度の管理徹底や一般廃棄物の減量などを実施しているところである。しかし、経費削減になお一層努力する必要がある。

特に、地球温暖化対策については、国において、2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減する新たな中期目標を国際公約している。市においても、国が進めている温暖化対策等の取り組みを受けて、吸収源となる森林の整備やリユース・リサイクル・リデュース（3R）の推進などによるごみの減量化、そして太陽光発電設備の導入等の新エネルギー対策の推進など、諸課題に取り組んでいくことが必要である。

II 個別事項 ～財政健全化の視点で～

1 歳入の増加策

- ・進出企業に対する奨励措置制度を導入すること。
- ・市街化区域への編入を促進すること。
- ・使用目的を明確にした寄附制度を確立すること。
- ・未利用財産を積極的に処分すること。
- ・有料広告の拡大を図ること。

(1) 企業誘致の促進（奨励措置制度の導入）

旧秋川高校跡地などの特定地区へ企業を誘致し、産業の振興や雇用の促進を図ることにより、市税の根幹をなす市民税（個人・法人）の増収を図ることが可能になる。そこで、進出企業に対しては、奨励措置制度を導入することを検討すべきである。

なお、特定地区が市街化調整区域の場合には、企業誘致に当たり、市街化区域への編入が前提になることから、固定資産税等が増収となる。このため、市街化区域への編入に際しては、市街化区域並みに宅地化が進んでいる市街化調整区域がないかも検証し、あわせてこれに対応することが求められる。

(2) 寄附制度の確立

使用目的を明確にした上で寄附金を集い、一定額に達した段階（基金）で、事業実施する制度を確立するべきである。

例えば、市の自然環境に関する具体的な取り組み（郷土の恵みの森等）を広くPRし、その取り組みを支援したいという企業や個人からの寄附を集い、寄せられた資金をもとに、森林の保全と整備等を実施することが考えられる。

(3) 未利用財産の積極的な処分

廃道敷地や旧水路敷地などの不用財産については、積極的に処分を行い、自主財源の確保を図るべきである。

(4) 有料広告の拡大

広告収入の増加を図るため、広告媒体を拡大するとともに、モニター広告を導入すべきである。

なお、モニター広告とは、市民課の窓口フロアなどに TV モニターを設置して、広告とあわせて市政情報（全体の1/4程度）を放映する広告事業である。設置者は、設置費や制作費（広告の募集）を負担し、市に施設の使用料を納付するものである。

(5) 法定外税の導入の検討

地方公共団体が独自に条例で定めることが可能な法定外税の導入を検討すべきである。

2 市政情報の活用

・行政運営に資する様々な市政情報を全市的に収集し、一元的に分類・管理することにより、市民が積極的に活用できる仕組みを構築すること。

市民サービスの向上や市の政策形成等の推進のためには、行政運営に資する様々な情報やデータを収集することが必要である。更に、各所管課が保有するデータなどの市政情報を全市的に収集し、これらを一元的に分類・管理して、市民が積極的に活用できる仕組みを構築していく必要がある。

また、このような市政情報等は、市民に対して分かりやすく開かれたものでなければならぬので、市は分類整理の方法や表現等を工夫されたい。

3 事務事業の見直し

・事務事業の休廃止、縮小、統合等を進めること。
・市民に対し、事務事業に要する経費やその効果などの情報提供に努めること。

地方分権の推進や社会経済情勢の変化に対応し、限られた財源の中で時代のニーズにあった真に必要な市民サービスを提供するためには、行政の責任領域であるか否か、また、行政効率や効果、関与の必要性、受益と負担の公平性の確保の面から、より一層の事務事業の見直しに努める必要がある。

所期の目的を達成した事務事業や実情に合わなくなったもの、事業効果の小さいものについては、休廃止、縮小、統合等を進めるべきである。また、市の関与の必要性が薄くなり、関係団体等に委ねることが適当な事業についても、早期に対応を進めることが求められる。

このような取り組みにより事務量を縮減するとともに、職員数と人件費の削減を実現し、これにより生まれた財源については、新たな行政課題に対応したまちづくりの推進に活用しなければならない。

なお、市民に対し、常日頃から事務事業に要する経費やその効果などの情報提供に努め、事務事業の整理統合等に対する市民意識の醸成を図る取り組みが不可欠である。

4 財政運営の対応

・公債費比率の数値目標を設定し、慎重に対応すること。

起債については、耐用年数の長い施設等の建設のための「借入金」として、財政負担の年度間調整を図り、将来の住民にも負担してもらうという「世代間負担の公平」という性格を持つものであり、国や東京都の同意を受け、計画的に予算化をして執行しているものである。

しかし、近年の厳しい社会経済状況の中、これに過大に依存した財政運営については、毎年の公債費（借入金の返済金）が財政を圧迫するとともに、次世代の大きな負担になっている。公債費比率の数値目標を設定し、慎重に対応することが必要である。なお、今後とも財政規律の確立を求める。

5 施設管理関係

- ・利用者数や利用率の目標を設定し、利用者を増やすための方策を実施すること。
- ・施設の利用者数や使用料、管理運営経費や利用率など、施設の管理運営の実態を市民に対して積極的に周知すること。
- ・施設使用料の額や減額・免除の対象者等について、検討すること。
- ・指定管理者の管理運営に係る検証（モニタリング）手法を整備すること。
- ・市営住宅の建替えについては、建替方式による経費と民間住宅の借上方式による経費を比較検討し、その上で対応すること。

市には、様々な公共施設があり、その目的や利用者も多種多様である。施設はそれぞれ条例により設置目的が定められているので、原則としてその目的以外には使うことはできない。

しかし、施設の有効活用を考えた場合、施設の利用実態を直視した上で、より一層市民に利用される施設にすることと併せて施設のあり方を検討し、一定の方向付けをしていくことが必要となる。

(1) 公共施設のあり方

本市は、合併を経験していることから公共施設の整備水準が比較的高く、その管理運営には大きな財政負担が伴っている。今後とも良好な施設サービスを継続して提供するためには、真に必要な施設を効果的に活用する一方で、施設の適正配置を含む公共施設のあり方を検討するなどの対応が必要である。

(2) 利用者の実態把握と利用増加策

各施設における利用者の推移や利用者の声を把握・分析し、利用者数や利用率向上などの目標を設定するとともに、施設利用者を増やすための方策を早期に検討して実施する必要がある。

(3) 管理運営の実態の周知

施設の利用者数や使用料（減免を含む）、管理運営経費や利用率などの施設の管理運営の実態を、市のホームページ等に掲載することにより、市民に対して積極的な周知を図るべきである。

これにより、施設の利用者だけではなく、利用していない市民を含めた、様々な角度からの意見を得た上で対応することを求める。

(4) 施設使用料

受益者負担の観点から、施設使用料の額や減額・免除の対象者等について、検討することが必要である。

これにより、使用料の額や減免基準の見直しをする場合には、その考え方や算出根拠、基準等を明らかにし、市民の意見を求めた上で対応するべきである。

(5) 指定管理者制度

公の施設の管理運営については、利用者へのサービスの向上と経費の削減を図るため、平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。現在、14 施設において指定管理者が管理運営を行っている。

各施設における管理運営状況については、各年度の事業報告書を基に評価等を実施し、その結果を市のホームページで公表しているが、透明性の確保と更なるサービスの向上を図るため、指定管理者の管理運営に係る検証（モニタリング）手法を整備する必要がある。

なお、モニタリングとは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段である。安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行い、管理運営が適当でないとき是指定の取消し等を行う一連の仕組みである。

(6) 市営住宅

老朽化した市営住宅については、新たに建替える方式より、民間住宅を借上げる方式や家賃を補助する方式の方が、市財政の負担が少なく、効率的で有効的であるという意見や、移転等に伴う市営住宅の入居者の意向（権利）も考慮する必要があるという意見があった。

今後は、建替方式による経費と民間住宅の借上方式による経費を比較検討し、市としての明確な考え方や財政計画を示した上で、対応することを求める。

(7) 個別施設

① 五日市地域交流センター

五日市地域の交流の拠点施設である五日市地域交流センターは、地域特性を十分に踏まえた上で、地域の活性化により一層寄与する施設とするために、地域住民や利用者からなる検討組織を立ち上げて検討することを求める。

② アートスタジオ五日市

アートスタジオ五日市は、国内外の若手アーティスト（版画家）を招聘し、芸術活動を行う機会と場所を提供する事業や版画教室の開催場所として利用している。アーティストの招聘期間は1年のうちの3か月間で、その運営は運営委員会に委託しており、土地は市、建物は地元自治会の所有である。

施設の事業効果を明確にした上で、施設や事業のあり方を運営委員会や地元自治会とともに協議し、地域の活性化により一層寄与する施設として、その活用を図るべきである。

6 人材育成と人事管理

・時代の変化に対応し、新たな課題に適切に対処できる人材の育成に努めること。

(1) 人材の育成

職員に対する人事考課の実施とその結果の処遇への反映については、市として鋭意取り組んでいるところである。今後も、なお一層の取り組みを進めることを求める。

職員給与については、職員の能力と実績に見合ったメリハリのある人事評価制度の運用を図り、職員のやる気を喚起するシステムとして構築しておく必要がある。

また、時代の変化に対応し、新たな課題に適切に対処できる人材の育成に努め、職員の士気の高揚と緊張感を持続することができる職場環境にしていくことを求める。

(2) 人件費

定員適正化計画に基づき職員数は減少しているため、一定の評価をすることができる。しかし、今後も非常勤の職員や嘱託員を含めた全体の人数を見直していくことが求められる。

このためには、各部署における業務構造の特性を把握し、業務の効率化や改善を進め、業務量に応じた適正な人員配置をすることが必要である。

(3) 採用計画

短期的に人件費を減らすことも重要だが、職員の年齢構成が偏った状況にあるため、長期的視点に立った職員の採用計画を立てて、計画的に対応することが必要である。

7 補助金関係

・補助団体や補助金の性格により、メリハリのある対応をすること。

市では平成21年度予算において緊急的措置として、補助金の一律削減を実施した。しかし、今後は、補助団体や補助金の性格によりメリハリのある対応をすることが必要である。

補助金の実績報告をもとに、活動内容が補助の目的に適合しているか、また、適正に執行されているかなど、執行状況等を確認の上、適切でないと判断されるものについては、団体に確認の上、指導、削減等の対応をすることが必要である。

8 報酬関係

・各種委員の必要性、人数、金額等について検証し、見直すこと。

行政委員会のうち、月額としている報酬に関して、実際の活動状況と報酬額について疑問を感じる。月額制であることを含めて、金額の算出根拠を説明できるようにすることが必要である。

また、各種委員の必要性、人数、金額等についても検証し、見直すべきである。

Ⅲ 議会と市民に関して

本会議は、市の行政改革の取り組みに関し、市民の視点で提言や進捗状況を確認するために設置したものであるが、その議論の中で市議会や市民に向けて、次のような趣旨の意見があった。今後、行政改革を進めるに当たり、これらの意見も視野に入れて検討することを求める。

1 市議会について

- (1) 市議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員で構成され、市民に代わってその声を市政に反映することにより、市の意思を決定する議決機関である。また、執行機関である市長や教育委員会等に対し、独立、対等の立場で相互に牽制しながら、政策決定及び事務の執行についての監視、評価等を行い、自らも政策立案、政策提言を行う権限が与えられている。

本会議においても、議会や議員に対しての様々な意見や要望があったが、これは、市民にとって議会や議員の活動が分かりにくいことが背景にあると思われる。

現在、議会や議員についての情報の発信については、既に議会報や議事録、インターネットによる議会中継などにより努められているが、市民の理解を得るべく、なお一層の取り組みを要望するものである。

- (2) 議員報酬に関しても、市財政が厳しい状況の中、市民や団体が様々な経費削減策に取り組んでいることを踏まえた対応を求める声や、反対に議員の責任の重さから現状の報酬でも十分ではないとの声など、様々な意見があった。

2 市民について

市民は行政改革の本来の担い手であるので、行政改革を行政や議会だけに委ねておけば良いというものではない。市民は、市民レベルで何が出来るかを考えて行動するべきであり、このような市民の意識改革なくして行政改革の実現はないなどの様々な意見があった。

おわりに

平成20年12月の市民会議の設置以来、延べ9回行われた会議では、聖域を設けることなく、様々な行政課題について、市民の自由な発想のもと、素朴な疑問を行政に投げかけるような形で議論を進めてきた。そして、その結果を、ここで提言として取りまとめた。

近年の厳しい財政状況から、財政の健全化に寄与する事項に軸足を置いて議論を重ねてきたが、その議論の中で、行政が真摯に取り組まなければならない課題が山積しており、市がその処理に苦闘している状況も明らかになった。

その一方で、提言の冒頭にうたった市民との「協働」については、既に、市でいくつかの取り組みを進めているところであるが、この取り組みは行政側に自覚と責任の増大を求めると同時に、市民の側にも自覚と責任が生ずるものである。特に、市政情報の透明化による市民との情報の共有化については、公正な行政運営や市政への信頼確保にもつながるものであって、市民との協働のまちづくりの基礎になるものと位置付けている。

今後、行政改革を推進するに当たっては、常に「何をどうすれば実現できるか」という視点から、スピード感をもった対応をすることが強く望まれるところである。この提言を「絵に描いた餅」にしないためにも、市民会議としては、行政改革の進捗状況を引き続き検証していきたいと考えている。

あきる野市行政改革推進市民会議
副委員長 岡野 哲史

○ 資料1 行政改革に対する市民会議委員の意見（要旨）

課 題	内 容
～市民に開かれた行政の推進を～	
協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団塊の世代が大量退職するなど、社会構造や生活の軸足が会社から地域へ移るなどの変化が生じ、市民生活も多様化している。行政は、地域課題や市民のニーズを把握し、これに的確に対応することが求められているが、多様化した課題に対して、きめ細やかに対応することが難しい状況になっている。課題の解決に向けて、行政は市民とともに取り組む姿勢を持ち、市民も自覚を持って行動することが必要である。 ○ 行政改革は行政の取り組みだけでは進められない。市民と議会の理解が必要である。財政の健全化を進めるためには、市民レベルで何ができるか考え、行動することが重要であり、これには市政情報の透明化を図り、市民の意識の改革が必要である。 ○ まず、「協働」の理念を明確にする必要がある。その上で、具体的な行動を求めるべきである。協働のまちづくりが広く市民に理解されるまでには、例えば、行政が考える協働の取り組み内容を周知することや、市民からの提案も受け、その提案内容について議論し、これを支援する仕組みをつくって、市民に対し働きかけをする必要がある。 ○ 「協働」は、今最も必要なことと理解している。市民に理解されるよう、職員や議員はリーダーシップをとるべきである。 ○ 事業を推進するには、市民、団体、行政の有機的な連携が必要である。その中心となるのは市であるという自覚を求める。 ○ イベント等の実施に当たっては、各種団体や市民等との連携を強化し、また、市民からアイデアを集う。これにより、イベント等の開催効果が高められるので、工夫することを求める。
市政情報の透明化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市では、施策や財政状況を広報やホームページなどで公表してきたが、市民の理解は高くない。また、市民に誤って理解されていることもあると思われる。公表に当たっては、分かりやすくするための工夫や意見交換の場の確保などの取り組みを進める必要がある。 ○ ホームページは、紙面に限りのある広報と違い、市の計画や取り組み状況を広く周知できるアイテムである。検索したい内容を容易に確認できるように、ホームページのなご一層の改善を図るべきである。 ○ 情報のデータベース化や電子手続きの推進を図るとともに、地域経済の活性化に向け、産業系関係者が情報を共有できるようなポータルサイトの設置を図ってほしい。

(市政情報の透明化)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業の内容や予算の決定プロセスなどを、ホームページで公開すべきである。 ○ 市長、副市長、議員の活動を週単位でホームページに公開することはどうだろうか。 ○ 市民が市の将来を考えるには、市の実態を把握することが前提である。他市との比較などをする上で、東京都等の刊行物(市町村年報等)は有効であることから、このような資料を図書館等に常備する必要がある。
環境共生の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガスの削減などの環境対策は、時代の要請である。市ではごみの減量化に向け補助制度などを設けているが、新たな取り組みも必要である。 ○ 太陽光発電設備の導入は、環境面だけでなく、経費(高熱水費)の削減に寄与するものであるため、是非とも検討されたい。 ○ 放置自転車は、粗大ゴミとして経費をかけて処理してきたが、リサイクルや経費削減の観点から売却処分を検討すべきである。また、粗大ゴミについてもリユース・リサイクルの観点で売却処分を進め、ごみの減量化を推進する必要がある。
～財政健全化の視点で～	
〔個別事項〕 歳入の増加策関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の働く場となる企業の誘致は必要である。また、企業誘致は、産業の振興や雇用の促進により、税収増、市財政の健全化にもつながる。企業誘致は、厳しい経済状況下での地域間競争なので、もし秋川高校跡地への企業誘致を進めるのであれば、進出企業に対する何らかの奨励措置を検討すべきである。 ○ 市街化調整区域には、下水道や生活道路が整備され、宅地化が進み、道一つ隔てた市街化区域と生活環境が大きく変わらない地域がある。このような市街化調整区域については、都市計画の面だけではなく、課税の公平性の観点からも、市街化区域への編入などを検討すべきである。 ○ 市所有地のうち、活用予定がない土地については、これを処分することを検討されたい。これにより、民間による土地利用が進み、地域の活性化や税収増にもつながる余地がある。また、開発行為などで現況が変化しているにも関わらず、未処理の道路などがあるようであれば、速やかに処分すべきである。 ○ 入居者のいない市営住宅で、利用計画のない住宅の土地については、民間へ処分し、税収増につなげたい。 ○ 地方税法の改正により寄附金控除(ふるさと納税)の仕組みが、所得控除から一定要件のもと税額控除へ改正され、制度上、寄附を集めやすくなった。市が展開する施策のうち、環境施策などを広く理解が得られるようにPRし、寄附を集めることで、歳入の確保につなげたい。 ○ 広報やホームページで既に取り組んでいる有料広告は、景気の低迷に伴い、掲載希望者が伸び悩んでいると聞く。掲載希望者を集めることは難しい状況にあると思うが、先進事例を研究するなどして、広告収入の拡大を図るべきである。

<p>市政情報の活用 関係</p>		<p>○ 市役所には非常に多くの情報が集中している。しかし、部課ごとの分析・管理となっているので、市民が必要な情報を得るのにも、相当な時間を要している。市役所内の部署の連携を強化し、市が保有するデータを分析して一元管理し、公表すべきである。これにより、市の認知度のアップが図られ、データを活用した民間の事業展開にも結びつけられる。市、市民、団体における情報の共有化は、協働のまちづくりの推進において最も重要なことである。</p>
<p>事務 事業 関係</p>	<p>事務事業の 見直し</p>	<p>○ 市の業務については、既に、IT化等により効率化に努めているが、人件費や経費を削減するには、事業や事務内容を検証し、事務の簡素化、事業や施設の見直しが必要である。市の事業や施設の見直しは、効率性だけで判断できるものではないが、その点を全く考慮しなくてよいというものではない。対象者や利用者の視点では必要なもの（あるに越したことがないもの）であっても、事業目的を達成していないか、市が行なわなくてはならない事業か、などの視点から、市として厳しく検証することが必要である。一方、事業について、市民が見直しの議論をする場合にも、総合的な見地から責任ある判断をする必要がある。</p> <p>○ 単に職員を減らすのではなく、事務量を減らさないと人件費の削減にならない。そのために、①ボランティアの積極活用、②公正な職員考課制度の導入、③建設的でおおらかな組織、④組織のフラット化、⑤市民と行政の寛容な信頼関係の構築、⑥議員定数の大幅な削減（議員報酬を上げ専業議員とする）などを鋭意検討すべきである。</p> <p>○ 市の事務量は増加しており、人件費の削減には事務の簡素化が必要であることから、前例踏襲の事務処理方法を再検討するべきである。</p> <p>○ 事務事業の削減については、削減に伴う市民への影響を考えると簡単にできるものでない。各セクション別に削減数(枠)を決めて、取り組む必要がある。</p> <p>○ 住民の代表を含む幅広い構成で事務事業の事業仕分けを実施し、行政サービスの費用対効果や優先度による事業の取捨選択を行うべきである。また、その結果(効果額など)を公表することが必要である。</p>
<p>財政 運営 関係</p>	<p>財政健全化</p>	<p>○ CO₂の削減を進めるに当たり、担当者に対して単に削減を要請するだけでは、その実効性に限界がある。やる気を持続させるため、例えば、光熱水費の削減額のうち、一定割合は使途自由な予算とするようなインセンティブを設けるなど、方策を検討する必要もある。</p> <p>○ 事務処理の簡素化を図るため、業務の仕組み、手続きの方法(補助金などの申請様式)などの改善を進めるべきである。また、民間企業では実施しているが、優れた事務改善案の提案者に対する人事考課への反映なども、今後、検討するべきである。</p> <p>○ 平成22年度予算編成に当たって、収入の裏づけのない施策や財源を圧迫するプロジェクトは、凍結するべきである。さらに、歳出のカットについて、個別に事業内容を議論するには時間を要するので、実施セクションに取捨選択させ、圧縮を委ねる方式により、歳出の一律カット(21年度基準で2～5%)を実施す</p>

	(財政健全化)	<p>ることを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約差金等は、既に、適正な管理を行っているとのことだが、「予算が余ったから購入した」などの声を聞いたことがある。予算目的以外の支出をしないよう、なお一層厳しく管理する必要がある。 ○ 「借入残高を増やすような市債の発行は行わない。(市民1人当たりの借入額を20万円以下にする。)」というような財政規律を確立すべきである。
施設関係	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設は市民の財産であることから、多くの市民が快適に利用できるように改善する必要がある。このためには、施設利用者が気づいたことを手軽に意見として出せるような仕組みの導入が必要となる。なお、市民の要望や意見は、責任を持ったものでなければならない。 ○ 施設利用者からすれば、施設はあるに越したことはない。しかし、施設の維持管理には大金がかかる。運用していくのにどれほどの経費がかかっているか、また、将来どのくらいかかるか、そしてその効果がどれだけあるかなどを、行政と市民で議論することが必要である。視察した施設ごとの調書(利用状況、使用料、管理経費、管理人員、事業効果など)を作成して、公表し、市民に意見を求める仕組みもつくるべきである。 ○ 施設の利用実態にあわせてあり方を検討すべきである。なお、存続させるとしても、運営時間等の検討が必要なものがある。季節、曜日、時間ごとに利用状況を分析し、開館時間を変更するなどして、より経費の削減を図るべきである。 ○ すべての施設の人件費を最低2割削減する。特に、中央図書館は、受付が2箇所あり、そのための人員配置をしている。2箇所の受付は、利用者の視点からすれば使い勝手はよいが、管理コストを削減するため、図書の貸出や管理に支障がないように工夫し、受付を1箇所にすべきである。 ○ 施設を統廃合した場合、交通手段の確保が必要となる。統廃合にあわせて「るのバス」の運行計画を検討する必要がある。 ○ 施設の利用者が減少した原因を分析の上、利用者を増やすための方策を市と利用者の双方で協議する必要がある。
	施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多額の運営経費のかかる施設(NHK学園等も例外ではない。)について、相応の使用料を設定することや、縮小や廃止の検討をする必要がある。 ○ 施設の利用者にコスト意識を持ってもらうためにも、免除している施設使用料を減額にするなど、制度を見直し、歳入の確保を図る必要がある。 ○ 施設使用料は、適切でなければならない。施設利用者にとっては、現行でも使用料が高いという意見もあるが、施設使用料の見直しは、利用者の意見を踏まえた慎重な対応が必要である。
	指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市では、これまで14施設で指定管理者制度を導入しているが、導入目的は、単に経費の削減だけでなく、利用者へのサービスの向上のためであるとしている。導入効果の検証と結果は公開されているが、より精度を高めるため、検証(モニタリング)の手法や内容の見直しをする必要がある。

(指定管理者制度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度の導入に当たっては、経費削減という観点だけでなく、諸施設の特性や再任用職員の配置なども視野に入れて、導入するか否かを総合的に判断する必要がある。 ○ 指定後の経費負担について、修繕費の負担などを明らかにし、透明性の確保を一層図るよう努力されたい。 ○ 指定管理者による管理に移行したことで、市として施設管理のノウハウがなくなるおそれがある。これにより、指定管理者の更新時において指定管理者の言いなりになってしまう不安もあるので注意されたい。 ○ 指定管理者制度の導入や事務の委託をした場合、それに関わっていた職員の削減を図る必要があるので検討されたい。
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造の市営住宅は、昭和30年代の建築で老朽化が著しく、整備が必要な状況にある。整備には多額の経費を要することから、整備方法(建替方式、買取方式、借上方式)のメリット、デメリットを検証した上で、対応する必要がある。 ○ 老朽化が著しいことから、早急に対応する必要があるが、建替を前提とした整備を当面凍結する。その上で、市の住宅行政や市営住宅の整備手法を検討する必要がある。また、家賃は国の基準により算出されていることは承知しているが、見直しの余地がないか検証する必要がある。 ○ 老朽化した市営住宅は、民間住宅を借り上げる方式を活用することで、入居者のニーズの対応が図れるのでないか。これにより、民間住宅が活用され、税収増が期待できるので検討されたい。 ○ 老朽化した市営住宅は建て替えるのではなく、家賃の補助制度を創設するのが良い。厳しい財政状況の中、建設費やランニングコストがかかる施設を建設することについては、その妥当性を慎重に議論する必要がある。 ○ 市営住宅入居者の居住権を考慮する必要がある。老朽化した市営住宅は建て替え、その跡地を売却して市の負債を減らすべきと考える。また、跡地を民間に売却することで、土地利用が促進され、税収増につなげられる。
個別施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 五日市地域交流センターは、地域の交流の拠点として整備されたが、利用状況を見ると、目的が十分達成されているとは考えにくい。交流センターの有効活用を図るため、早急に地元や利用者からなる検討組織を立ち上げて、検討する必要がある。また、短期的な利用者の増加策ではあるが、施設でのイベントの実施を検討されたい。 ○ 五日市地区の活性化のためにも、アートスタジオ五日市の有効活用を検討する必要がある。 ○ 学校給食センターの3施設は、いずれも建築から30年以上経過し、老朽化が著しく、近い将来、建替えなど何らかの対応が必要となる。児童、生徒の食の安全を前提に、給食のあり方(実施の有無、民間の活用)について検討する必要がある。

	(個別施設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内プール3箇所を運営することは、市の規模から不相応と思われる。いきいきセンターのサウナやプールについては、利用状況を把握し、市が行うべきものか否かを検証し、廃止、処分などの対応を検討すべきである。 ○ 行財政改革元年の取り組みで公共施設再配置計画に示されている市民プール(屋外プール)の廃止については、廃止した場合の効果などを分かりやすくするために数値化を検討されたい。 ○ プールの統廃合を考える場合、プール利用が市民の健康増進につながり、医療費の削減という効果等があることについても考慮する必要がある。 ○ 利用者サービスの向上という観点で、施設の利用状況をホームページで検索する際、施設一覧から簡単に確認できるよう工夫すべきである。
人件費関係	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政改革は、職員の意識改革がなにより必要である。業績を給与に反映させる人事考課制度を導入しているが、この人事考課を公平に行い、職員のやる気を喚起し、職員のレベルアップを図ることが極めて重要である。 ○ 職員個人の業務改善を継続するには、取り組むべき課題を明確にしておく必要がある。そのためには、上司の部下へのリーダーシップが重要となる。 ○ 職員のマネジメントスキルの向上を図る取り組みや市民の知識を活用するための場所づくりを推進する必要がある。
	定員管理 採用計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員数については、嘱託員やパート職員を含めた職員数(人件費等)を削減することが重要である。その検討には適切な事務量の把握が必要となるので検討されたい。 ○ 公的年金の支給開始年齢の引き上げを背景に、定年を迎えた職員の任期を定めて再雇用する再任用制度が確立されている。職員の削減を更に進めるには、再任用職員の採用条件や職務内容についての検討が必要である。 ○ 市職員の平均年齢は46歳と高く、年齢構成も偏った状況にある。短期的に人件費を減らしながら、組織として機能していくためには、長期的視点に立った職員の採用計画をたてる必要がある。また、適正な人事配置も必要なので検討されたい。 ○ 市では、仕事の特性に合わせて嘱託員等を充てているが、ワークシェアリングの観点からみると評価できる。
補助金関係	補助金の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市では、平成21年度予算編成に当たり、市の裁量性のある補助金の一律10%カットを緊急措置として実施したが、市民の生命や財産を守る消防団などの補助団体や補助金の性格によっては、今後、メリハリをつけた対応をすべきである。 ○ 厳しい財政状況の中、補助金の一律10%カットは評価できる。今後は補助金の妥当性について検証が必要である。 ○ 補助金の検討に当たっては、その目的、金額の算出根拠、執行状況などのチェックポイントを設け、補助金の妥当性を常に検討し、また、現場の実態をよく確認しておくことが必要である。

	(補助金の適正化)	○ 5万円以下の補助金については、金額からみてその必要性に疑問があるので、廃止を検討されたい。
報酬関係	議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員の活動は、議会活動と議員活動があり、議員報酬は議会活動に支払われるものであることから、議員報酬を削減(月額制から日額制に)すべきである。 ○ 議員の活動には議会活動と議員活動があるが、日々の議員活動は議会活動と密接に関連しており、両者を単純に分離することは難しい。しかし、報酬については、今後、何の対応もしないという訳にはいかない。 ○ 平成21年6月の改選時に議員定数を3人削減し、21人にしたが、それでは不十分である。議員報酬額も削減すべきである。 ○ 議員定数の削減を実施し、議会として議会改革に取り組んでおり、現時点では議員報酬や定数の削減は難しいと思われる。しかし、このままで良いとする事については疑問がある。 ○ 平成2年の人事院勧告では、民間給与の支給状況を踏まえ、役職の職員の期末手当等について、職務段階等に応じて20%以内の額を加算することが勧告されている。地方公務員についても、この勧告に準拠して措置されているが、なぜか同時に議員にもこの役職加算が導入されている。この加算は、議員報酬(期末手当)になじまないものなので、削減すべきである。また、期末手当の支給率(職員の勤勉手当相当分の支給率)も削減すべきである。 ○ 議員の職責を考えると、議員報酬は決して高くないと思われる。しかし、厳しい財政状況の中、補助金の削減などで痛みを分かち合っていることから、市民には様々な意見があることを議員に伝えてほしい。 ○ 議員定数の削減については、議員1人当たりの守備範囲が広がるのと同時に、権限の強化にもつながるのでないかという問題点も存在している。 ○ 議員は、その責務を一生懸命やっているが、その活動内容が市民に十分伝わっていない。現在、議会報やインターネット中継など情報公開に取り組んでいるが、市民に議員の活動が分かるよう、なお一層の情報公開を求める。その上で、議員報酬などについての判断をするべきである。 ○ 行政視察や政務調査費の内容を公開すれば、これを確認し、削減できる余地があるのではないと思われる。
	報酬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会の委員に対しては、報酬を支払わなければならないが、条例で特別な定め(月額)をした場合を除き、勤務日数に応じて支給することになっている。この委員報酬の月額規定については、地裁の段階であるが、大津地裁判決(大阪高裁に控訴)を踏まえて、勤務実態等を検証しておくべきである。 ○ 選挙管理委員会委員は、選挙の実施回数に関わらず報酬が同額(月額)となっているが、これには疑問がある。
その他		○ 地域の活性化には、利便性を向上させ、人口を増やすことが重要な課題である。JR五日市線の改善(東京、立川直通)が図られるよう、熱意とスピード感を持ちながら、まさに「協働」で推進していく必要がある。

(その他)

- 農地法の改正に伴い、すべての遊休農地を対象に農業委員会が実態調査をすることとなった。これを基に、休耕地は、その場所と所有者の意向に応じた対策（花畑とイベントの連携、オーナー農園の展開など）を実施することが望まれる。また、市外の学校や個人に対して、遊休農地の貸付システムをつくることで、地域の活性化と農地貸付者の増収を図ることが可能となるので、今後、検討し、かつ推進されたい。
- 民間による老人保健施設等の建設は、広く考えれば、雇用の場の確保にもなる。その受入れについて、メリット、デメリットを考慮して再検討されたい。
- 財政状況が厳しくなった原因を厳正に究明し、責任の所在の明確化を図って、今後に生かすべきである。
- 行政改革で経費を削減するだけでは、街は元気にならない。長期的な視点で、歳入の拡大へ結びつくような施策を考える必要がある。職員は使うことばかりに頭を使うのではなく、どうしたら喜んで市民から収入が得られるかを考えるべきである。
- 市民の側の意識改革が必要である。行政に何もかもを求めてはいけない。市民として何ができるかを考え、責任ある行動をすることが重要である。
- 行政改革の課題については、本会議でのテーマのほかにも、次のようなものがある。
 - ・ 阿伎留病院組合
 - ・ 西秋川衛生組合
 - ・ 秋川流域斎場組合
 - ・ 第3セクター などこれらについては、他の組織や機関において検討され、既に、その結論を得ているものもあると聞いている。行政改革の全体像を把握するためには、これらの資料も必要であるので、できればこの市民会議に開示することを検討していただきたい。

私たち委員は、市が進めている行政改革の全体像、そしてその進み具合を参考にしつつ、この提言の行方を見守っていくべきである。

○ 資料2 市民会議の検討経過について

日 程	検討内容
第1回 平成20年12月19日	1 あきる野市における行政改革の取り組みについて 2 今後のスケジュールについて
第2回 平成21年2月3日	市内施設の視察 ・市民プール(室内・室外)・五日市ファインプラザ・五日市出張所 ・五日市地域交流センター・五日市保健センター ・増戸会館(増戸学童クラブ・中央図書館増戸分室) ・五日市児童館増戸分室・いきいきセンター・秋川体育館など
第3回 平成21年4月27日	1 あきる野市における行政改革の取り組み状況について 補助金、指定管理者制度、人件費、報酬など 2 今後の進め方について
第4回 平成21年5月25日	1 第3回市民検討会議における課題について 2 各テーマの検討について 歳入の確保策、歳出の削減、人件費・報酬、指定管理者制度、補助金など
第5回 平成21年7月2日	1 第4回市民検討会議における課題について 2 各テーマの検討について 財政運営、寄付金、職員等の人件費、公共施設の有効利用、指定管理者制度、市営住宅の整備、リユース・リサイクルなど
第6回 平成21年7月30日	1 第5回市民検討会議における課題について 2 各テーマの検討について 歳入の確保策、事務量の削減、人事考課制度、公共施設の有効利用、市営住宅の整備、放置自転車の処分、議員報酬など
第7回 平成21年9月18日	1 第6回市民検討会議における課題について 2 各テーマの検討について 歳入の確保策、市債の縮減、人事考課制度、五日市線の改善、放置自転車の処分など
第8回 平成21年10月30日	1 第6回市民検討会議における課題について 2 あきる野市行政改革への提言(案)について
第9回 平成21年11月21日	あきる野市行政改革への提言(案)について

○ 資料3 あきる野市行政改革推進市民会議名簿

氏 名		団 体 等
委員長	近藤 智孝	弁護士
副委員長	岡野 哲史	税理士
委員	岡部 信夫	秋川農業協同組合
	河邊 行廣	元地方公務員
	木原 克二	公 募
	俵 武司	公 募
	倉田 克治	あきる野市町内会・自治会連合会
	鶴田 和男	あきる野商工会
	中嶋 博幸	秋川木材協同組合
	山本 仁志	あきる野青年会議所（JC）
	坂本 栄司	あきる野市社会福祉協議会
	小泉 恵美	あきる野市国際化推進青年の会
	青木 和子	あきる野市文化団体連盟
	吉田 栄久夫	NPO法人 あきる野市体育協会